

「消費者啓発の標語」を募集!

入選者には
景品を贈呈!

消費者トラブルが多様化、深刻化する中、消費者一人ひとりが、消費者被害にあわないよう、正しい知識を身につけるとともに、その知識を適切な行動に結びつけ、より安心・安全な社会をつくるのが、今、求められています。

山口県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、「消費者月間」である5月を中心に、消費者啓発の標語を募集します。

(1) 募集部門

A

消費のSDGs 啓発部門



・エコ商品の購入や、てまえどり等、環境に配慮した行動を促す作品を募集します。

【昨年度最優秀賞作品】「てまえ取り! 選ぶその手が未来を変える」

B

18歳から大人! 成年年齢引下げ啓発部門

・成年年齢引下げに伴い、保護者の同意なしに契約が可能となりました。悪質商法のターゲットにならないよう、慎重な行動を促す作品を募集します。

【昨年度最優秀賞作品】「18歳 知らないだけじゃ ゆるされない」



C

高齢消費者被害防止啓発部門

・高齢者が悪質商法のトラブルに遭わないよう、高齢者や家族等の周りの方にできる行動を啓発する作品を募集します。

【昨年度最優秀賞作品】「抱えるな 身内に相談 勇気持て」



【消費のSDGs】とは

消費行動全般に係るSDGsの取組を指し、日常の中で、身近なところからライフスタイルの見直しを進めていくことです。

フェアトレード商品やエコ商品など、人や社会、地球環境のことに配慮してつくられたものを積極的に購入・消費する「エシカル消費」の行動も含まれます。

応募資格、応募方法等については、裏面を御参照ください。

(2) 応募資格

山口県内に居住又は通勤・通学されている方

(3) 応募作品

標語の字数は30字以内とし、自作で未発表のものに限ります。

(4) 応募方法

- ・1人につき各部門1点(計3点)まで応募できます。
- ・住所、氏名(ふりがな)、年齢・学年、電話番号、学校名・団体名
- ・作品ごとに応募部門(A~C)を御記入ください。
- ・県消費生活センターホームページ内応募フォーム、はがき、封書又はメールでお送りください。
- ・メールの場合は、送信件名を「消費者啓発標語の応募」としてください。
(送信件名が異なると受信できない可能性があります。)

〒753-8501

山口市滝町1番1号

山口県消費生活センター 消費者政策班

電話 083-933-2608

E-mail a12100@pref.yamaguchi.lg.jp

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/35/206049.html>

応募先・問い合わせ先

山口県 消費者啓発 標語



(5) 応募締切

令和6年6月28日(金)(当日消印有効)



(6) 入選作品の決定及び表彰

部門ごとに最優秀賞、優秀賞、佳作を各1点決定します。

入選作品については、各入選者に通知の上、表彰し、記念品を贈呈する予定です。

(7) 入選作品の活用等について

入選作品については、山口県消費生活センターホームページへの掲載など、各種啓発資料等で活用させていただきます。

応募いただいた個人情報、本募集に係る事務以外には使用しません。

なお、入選作品に選ばれた方は、お住まいの市町(在学中の方は学校名・学年)、氏名を発表しますので、御了承ください。

たくさんの御応募、
お待ちしております!

